岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 10 月

税務

中小企業の親族内承継に関する検討会の中間とりまとめ案について

弁護士・公認会計士　武藤　雄木

中小企業庁が設置した「中小企業の親族内承継に関する検討会」（以下「本検討会」といいます。）（座長：柳川範之［東京大学大学院経済学研究科教授］）は、2025 年 8 月 13 日、「中小企業の親族内承継に関する検討会中間とりまとめ（案）」（以下「本中間案」といいます。）[1]を公表しました。

事業承継税制の利用を押し上げてきた特例措置（下表参照）は、2018 年度からの 10 年間の時限措置であり、その後の改正動向については関心が高いところであるため、本中間案により示された今後の政策の方向性を中心にご紹介いたします。

	特例措置（時限措置）	一般措置（恒久措置）
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 （2026 年 3 月 31 日まで）	不要
適用期限	2027 年 12 月 31 日までの 贈与・相続等	なし
猶予対象株式	全株式	総株式数の最大 3 分の 2
納税猶予割合	100%	贈与：100%、相続：80%
承継パターン	株主から最大 3 名の後継者	株主から 1 名の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後 5 年間 平均 8 割の雇用維持が必要
事業の継続が困難になった場合の免除	あり	なし
相続時精算課税適用	60 歳以上の者から 18 歳以上の者への贈与	60 歳以上の者から 18 歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

（国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」（2025 年 7 月（同年 7 月更新）を基に作成）

[1] https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/003.html

© IWATA GODO 2025

1　本中間案の位置付け

中小企業庁は、地域の活力の維持等の観点から事業承継の円滑化に向けた支援を講じており、親族内承継については、事業承継税制の活用と後継者の育成を重要施策と捉え、2018 年度からは早期の事業承継を促す観点から、 10 年間の時限措置として株式の相続時・贈与時の税負担を実質ゼロとする事業承継税制の特例措置を講じ、また、後継者ネットワークの組成などにより後継者の経営能力の向上に取り組んできました。

他方で、人手不足や賃上げへの対応が強く求められる昨今の経営環境の中では、物価高を克服する適正な価格転嫁や生産性向上による成長の実現等がますます喫緊の課題となっていることを踏まえ、中小企業庁は、円滑な事業承継により中小企業の成長・発展を実現することを促す観点から事業承継税制等を見直すこととし、2025 年 6 月 11 日、本検討会を設置し、親族内承継に係る施策の検討を行うこととしました。

本中間案は、本検討会の 3 回に亘る議事を経て取りまとめられたものであり、親族内での事業承継を進めるに当たっては、事業承継税制の活用と後継者の育成は両輪で進めていく必要があるとの認識の基に、それぞれについて今後の政策の方向性を示しました。

その上で、今後の検討の進め方に関しては、本中間案で提示された検討の方向性に基づき、更なる実態把握・効果検証に努めるとともに、制度面でのあり方について具体化を図るとし、事業承継税制については、その特例措置の計画申請及び適用期限を認識して議論を深めていく必要があるとしています。

2　事業承継税制に関する政策の方向性

本検討会は、以下の３つの検討の視点を明らかにした上で各論点に関して下表のとおり具体的な方向性を提示いたしました。

① 制度創設趣旨である株式分散の防止及び雇用の維持の重要性を認識しつつ、人口減少や人手不足、物価高に対応した賃上げを実現する生産性向上が求められているというマクロ情勢の変化や政策課題を踏まえた要件のあり方を検討すべき。

② 一部の中小企業では、成長投資や従業員への賃上げ等の原資となる会社資産を事業承継時の節税対策に投じることで株価の圧縮を図るケースが散見され、このような企業行動への誘因を是正する方策についても検討すべき。

③ 昨今、少数株式を買い取る業者が広がりを見せている状況を踏まえ、株式の集約と企業内のガバナンスの在り方についても精査すべき。

論点	政策の方向性
猶予対象株式数	猶予対象株式が最大 3 分の 2 であることが、一般措置の活用が進まず特例措置への拡充の背景にあったことなどを

© IWATA GODO 2025

	考慮し、適正な水準に引き上げる方向で検討すべき。
納税猶予割合（贈与と相続の差）	早期・計画的な事業承継のため、贈与による株式の承継を促進することを制度上の主眼としつつ、相続の猶予割合についても適切に検討することが重要。
猶予措置の在り方	猶予期間が長期に亘ることで制度の利用が進まず、またそもそも猶予であるために納税に備えて貯蓄を促してしまうことや、株価対策を実施する誘因となっていることを踏まえ、株式の評価減制度の可能性や例えば 10 年間事業を継続すれば免除となる等の工夫を検討すべき。但し、この場合には課税逃れ防止措置等の検討も必要。
雇用確保要件	雇用維持の意義は引き続き高いが、人手不足の深刻化や物価高に伴う賃上げの必要性の高まりなどを踏まえ、例えば従業員の賃上げや企業の成長に向けた取組みを評価する観点等も考慮して要件を検討すべき。
企業の成長及びガバナンス	事業承継税制の利用により確保された資源を有効に活用し成長に繋げるためには、経営者による公私混同を防止し、適切な企業活動の確保に向けた社内のガバナンスを相応に確保することが必要であり、利用企業におけるガバナンスの要否について慎重に検討すべき。
海外子会社の取り扱い	成長志向の中小企業の海外展開が増加することが予想されるため、海外子会社の株式についても税制の対象とすることも検討すべき。
その他	信託株式を税制の対象とするか否かについては、慎重な検討が必要。また、都道府県及び税務署への報告回数や添付書類の見直しも含めた報告手続きの簡素化も検討すべき。

３　事業承継税制改正への影響

本中間案が示した政策の方向性は、特例措置が導入された経緯を踏まえ、同措置の終了後においても事業承継税制が活用されるよう猶予対象株式数の拡充など税制上の恩恵を受けやすい方向に改正することを志向しつつ、中小企業の成長・発展の実現を税制利用の要件に織り込むことによって制度として後押しすることを求めるものとなっています。

雇用確保要件について、雇用維持のみならず他の取組みも評価すべきとするなど特例措置よりも柔軟な制度設計となる面もあると考えられ、令和 8 年度税制改正においてこれまで制度の利用を控えていた中小企業の経営者にも再考を促すような改正が行われるか注目されます。

© IWATA GODO 2025

【執筆者】

武藤　雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
ymutou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。
創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号　丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所　広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。

© IWATA GODO 2025